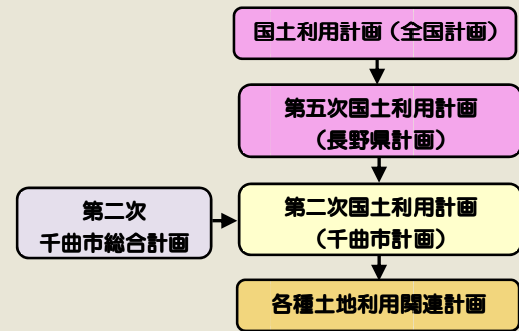




第二次国土利用計画（千曲市計画）の概要

◆ 前文

- この計画は、国土利用計画法第8条の規定により、千曲市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関し必要な事項を定めた計画であり、市土の利用に関する行政上の指針となるものです。
- 策定にあたっては、全国計画及び長野県計画を基本とし、第二次千曲市総合計画の基本構想に即して策定したものです。
- なお、この計画は社会情勢の大きな変動がある場合には、必要に応じて見直しを行います。



◆ 第1 市土の利用に関する基本構想

○市土利用の基本方針

□計画の期間 基準年次：平成26年、目標年次：平成38年

□基本理念

市土は、現在及び将来における市民のための限られた貴重な資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤であることから、市民が健康で文化的な生活ができる環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

□市土利用をめぐる変化と取り組むべき課題

◆市土利用をめぐる基本的条件

- 人口減少・少子高齢化の進行
- 少子高齢化・核家族化の進展
- 既成市街地の衰退や人口密度の低下、低・未利用地の増大
- 広域交通幹線網に対応した産業用地の不足
- 新たな広域交流拠点や産業経済基盤の形成、産業の活性化へ機運の高まり
- 安全・安心なまちづくりへの要請の高まり
- 災害対応への不安と被害の甚大化が懸念され、安全・安心なまちづくりに対する市民意識の高まり
- 自然環境等の悪化
- 手入れの不十分な森林の増加（担い手不足・林業の採算性の悪化）
- 地球温暖化に伴う気候変動等

◆取り組むべき課題

- 都市機能の集約化と公共交通のネットワーク
- 都市機能を集約・拡充
- 交通ネットワークによって連携したコンパクトな都市構造を形成
- 産業活動を支援する市土の形成
- 新たな産業用地の確保
- 活力の維持向上に向け、土地需要の調整と効率的利用を図る
- 安全で安心して暮らせる市土の形成
- 防災施設整備など総合的な対策による都市の防災機能の向上
- 環境負荷の低減
- 自然と調和し環境負荷低減を重視した土地利用
- 豊かな自然と歴史・文化遺産の保全と活用
- 自然景観・歴史的景観等の保全
- 自然・歴史文化等の地域資源の活用
- 市土利用における経営・管理
- 行政、市民、NPO、事業者等が相互に連携する協働の仕組みを整える

◆市土利用の基本方針

土地需要の量的調整と土地利用の質的向上を図り、有限な資源の利用・保全に努め、より良い状態で市土を次の世代へ引き継ぐ「持続可能な土地の管理」を行います。

□市土利用の基本方針

基本的条件と課題を踏まえ、持続可能な土地の管理を行うため、次の3つの観点から市土利用の基本方針を設定します。

◆土地需要の量的調整

- 持続可能で快適な都市を支えるコンパクトシティ＋ネットワークの形成
- 農林業的土地利用・自然的土地利用の適切な保全
- 計画的な土地利用転換

◆土地利用の質的向上

- 安全・安心な市土利用
- 地球環境の保全と循環型社会の形成
- 豊かな自然環境と美しい景観の保全・創出

◆多様な主体の連携・協働による市土の経営・管理

○地域類型別の市土利用の基本方向

◆都市ゾーン

- 既成市街地：利便性、快適性の高い市街地形成
- 周辺市街地：低・未利用地の有効利用等
- 産業系市街地：高い交通利便性を活かし産業立地

◆農業集落共生ゾーン

- 農業生産地域：優良農地の確保・保全、担い手・後継者の組織化・育成
- 農村集落及び周辺農地：農村地域の魅力発信、定住人口の確保、地方への移住等交流促進、農地流動化・耕作受委託促進、自然的側面を住環境に活用

◆自然環境保全ゾーン

- 森林地域：森林の持つ多面的機能の発揮、治山・治水の推進
- 自然公園地域：自然体験・学習等の自然とのふれあいの場

○利用区分別の市土利用の基本方向

利用区分	基本方向
農地	●農業基盤の改修・整備、農地の流動化・利用集積を進め、生産性の高い農業経営の実現等
森林・原野等	●森林の持つ機能が十分発揮できるような森林整備の推進等
水面・河川・水路	●豪雨災害に備え、総合的な治水・減災対策の推進等
道路	●安全性・防災機能などの向上、良好な生活・生産基盤の整備等 ●農道・林道の適切な維持管理等
宅地	住宅地：●安全で良質な住宅地の供給、既存住宅の質的向上等
	工業用地：●産業構造の変化や用地需要の変化に的確に対応する等
	その他の宅地：●産業構造の変化やそれぞれの用地需要に的確に対応する空き店舗、空地の有効利用等
その他	●公共的・公益的施設用地の確保 ●低・未利用地の有効活用

◆第2 市土の利用区分ごとの規模の目標

□目標年次における規模の目標

利用区分	基準年 a (平成26年)		目標年 b (平成38年)		増減 b-a (ha)
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
農地	1,591	13.3	1,498	12.5	△93
森林	6,884	57.5	6,884	57.5	0
原野等	4	0.0	4	0.0	0
水面・河川・水路	317	2.6	315	2.6	△2
道路	658	5.5	673	5.6	15
宅地	1,276	10.7	1,406	11.8	130
住宅地	829	6.9	886	7.4	57
工業用地	92	0.8	95	0.8	3
その他の宅地	355	3.0	425	3.5	70
その他	1,249	10.4	1,199	10.0	△50
合計	11,979	100.0	11,979	100.0	0

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、集計値が合わない場合があります

◆第3 目標を達成するために必要な措置の概要

◆公共の福祉の優先

◆国土利用計画法等の適切な運用

◆持続可能な市土の管理

- 地域整備に関する基本的な施策
- 産業に関する基本的な施策
- 文化及び観光に関する基本的な施策
- 交通に関する基本的な施策
- 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策

◆市土の保全と安全性の確保

- 災害の危険性を減少させる市土利用の推進
- 水害・土砂災害対策の推進
- 農村地域の生活環境の整備
- 森林整備と市土の保全
- 地震災害対策の推進

◆市土に関する調査の推進

◆土地利用転換の適正化

- 農地の利用転換
- 森林の利用転換
- 大規模な土地利用の転換
- 混在地における土地利用転換

◆多様な主体の連携・協働による市土管理の推進

- 参加意識の醸成と参加主体の拡大
- まちづくりにおける行政の役割